

令和4年度久米南町人事行政の運営等の状況について

- 1 職員の任免及び職員数に関する状況
- 2 職員の人事評価の状況
- 3 職員の給与の状況
- 4 職員の勤務時間その他の勤務条件
- 5 職員の休業の状況
- 6 職員の分限及び懲戒処分の状況
- 7 職員のサービスの状況
- 8 職員の退職管理の状況
- 9 職員の研修の状況
- 10 職員の福祉及び利益の保護の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免状況

職員の採用及び退職の状況（令和4年度）

区 分	採 用 (人)	退 職		
		定年 (人)	定年以外 (人)	計 (人)
一般行政部門	1人	1人	1人	2人
教育部門	0人	0人	0人	0人
公営企業等	0人	0人	0人	0人
計	1人	1人	1人	2人

(2) 職員数の状況

①部門別職員数の状況（各年4月1日現在。▲はマイナス）

区 分		職 員 数		対前年増減数
部 門		令和4年	令和5年	
一般 行政 部門	議 会	1	1	0
	総 務	22	22	0
	税 務	4	4	0
	農林水産	8	8	0
	土 木	6	4	▲2
	民 生	18	20	2
	衛 生	5	5	0
	小 計	64	64	0
教 育 部 門	教 育	9	11	2
	小 計	9	11	2
公 営 企 業 等	水 道	2	2	0
	下水道	1	1	0
	その他	5	5	0
	小 計	8	8	0
合 計		81	83	2

※職員数は一般職に属する職員数であり、再任用職員（フルタイム）、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、再任用職員（短時間）及び臨時的任用職員（1年目）を除く。

2 職員の人事評価の状況

職員の職務遂行上見られた職務に対する取組姿勢、能力及び仕事の実績について、客観的かつ継続的に把握し、統一的基準で公正に評価し、その結果を個々の職員に応じた人材育成、適正な任用及び給与制度、能力を最大限に発揮できる配置等に反映させることにより、職員一人ひとりの意識改革を促すとともに、組織の活性化につなげることを目的として、人事評価を定期的実施している。

評価の種類は以下の通りである。

(1) 人事評価

職務遂行にあたり実際に職務上とられる行動を基に「業績」、「能力」「態度」について評価する。

(2) 目標管理

被評価者が果たすべき役割を明確化するとともに目標を設定し、その達成状況を評価する。

3 職員の給与の状況

(1) 総括

①歳出総額に占める人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収 支	人件費 B	人件費率 B/A
令和4 年度	人 4,466	千円 4,295,636	千円 259,778	千円 749,607	% 17.4

※住民基本台帳人口は外国人を除く。

②職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和4 年度	87人	千円 292,221	千円 34,565	千円 106,307	千円 433,093	千円 4,978

※職員数は普通会計に属する一般職の職員及び再任用職員（短時間）並びに会計年度任用職員（フルタイム）職員の合計。

③ラスパイレス指数の状況

年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
指数	94.6	96.3	95.4	95.7	95.2	94.9

※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す数字です。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

①平均給与月額、平均経験年数の状況 (令和 5 年 4 月 1 日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均経験年数
一般行政職	43.8 歳	317,700 円	327,700 円	21.9 年
技能労務職	*** 歳	*** 円	*** 円	*** 年

②職員の初任給の状況 (令和 5 年 4 月 1 日現在)

区 分	初任給	
一般行政職	大学卒	185,200 円
	高校卒	154,600 円
技能労務職	高校卒	151,900 円

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況 (令和 5 年 4 月 1 日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成費
6 級	課長・会計管理者	5 人	9.8%
5 級	議会事務局長・課長代理	3 人	5.9%
4 級	課長補佐・上席主幹	20 人	39.2%
3 級	主幹・主任	17 人	33.3%
2 級	主事・技師	6 人	11.8%
1 級	主事・主事補	0 人	0%

(4) 年齢別職員構成の状況 (令和5年4月1日現在)

区分	20歳 ～ 未 満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0	2	2	8	7	6	8	22	18	2	4	4	83

(5) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当 (令和4年度支給割合)

支給時期	期末手当	勤勉手当
6月期	1.20月分	0.95月分
12月期	1.20月分	1.05月分
計	2.40月分	2.00月分

(加算措置の状況)

職制上の段階、職務の級等による加算措置 有

② 退職手当 (令和4年4月1日現在の支給率)

区分	自己都合	定年・応募認定
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分

※支給率は岡山市町村総合事務組合の規程によるものです。

③ 特殊勤務手当

支給実績 (4年度決算)	238千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (4年度決算)	26,444円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (4年度)	11.0%		
手当の種類 (手当数)	1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
感染症防疫作業等	作業従事職員	感染症防疫作業	日額 230円 130円
		防疫等作業手当の特例運用	日額 3,000円

④時間外勤務手当

支給実績（4年度決算）	4,593 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（4年度決算）	58 千円

⑤その他の手当（令和 5 年 4 月 1 日現在）

扶養 手当	配偶者	6,500 円
	子	10,000 円
	父母等	6,500 円
	満 16 歳から 22 歳までの子の加算	5,000 円
住居 手当	借家・借間の場合	
	①月額 27,000 円以下 月額 16,000 円控除した額 ②月額 27,000 円を超える 月額から 27,000 円を控除した額の 1/2 に 11,000 円を加算 (限度額 28,000 円)	
通勤 手当	① 交通用具使用者 2～ 5km 2,000 円 5～10km 4,200 円 10～15km 7,100 円 15～20km10,000 円 20～25km12,900 円 25～30km15,800 円 30～35km18,700 円 35～40km21,600 円 40～45km24,400 円 45～50km26,200 円 50～55km28,000 円 55～60km29,800 円 60km 以上 31,600 円 ②交通機関利用者 運賃等相当額 (限度額 55,000 円/月)	
	① 課長・会計管理者・議会事務局長、園長（6 級） 29,800 円 ② 課長・課長代理・園長（5 級） 24,200 円 ③ 園長（4 級） 23,400 円	

⑥特別職の報酬等の状況（令和 5 年 4 月 1 日現在）

区 分		給料月額等	期末手当（3 年度支給割合）
給 料	町長	673,000 円	6 月期 1.80 月分
	副町長	579,000 円	12 月期 1.80 月分 計 3.55 月分
報 酬	議長	280,000 円	6 月期 1.55 月分
	副議長	240,000 円	12 月期 1.55 月分
	議員	220,000 円	計 3.10 月分
退職手当	町長	(算定方式) 在職期間 1 年につき 100 分の 500	(支給時期) 任期満了時
	副町長	在職期間 1 年につき 100 分の 300	任期満了時

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

一般的な職員の勤務時間の状況

週の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00~13:00

(2) 年次休暇の取得状況

(対象期間：令和4年1月1日～令和4年12月31日)

平均使用日数	10.7日
--------	-------

※令和4年1月1日から令和4年12月31日までの全期間を在職した職員で、当該機関の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、休職の事由がある職員並びに派遣職員を除くものの平均使用日数。

(3) 休暇制度（休暇・休業の制度の種類）

年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、育児休業、部分休業

5 職員の休業の状況（令和4年度）

種類	取得者数（人）		計
	男	女	
育児休業	0人	3人	3人

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況（令和4年度）

降任	免職	休職	降給	合計	失職
0人	0人	2人	0人	2人	0人

※人数は当該年度における実人員数。

(2) 懲戒処分の状況（令和4年度）

戒告	減給	停職	免職	合計
3人	0人	0人	0人	3人

※人数は当該年度における実人員数。

7 職員のサービスの状況

令和4年度においては、次に掲げる通達等により、職員のサービス規律の確保に努めた。

通達等の時期	内 容
令和4年6月6日	参議院議員通常選挙におけるサービス規律の確保について
令和4年12月20日	年末年始における綱紀の粛正について

8 職員の退職管理の状況

地方公務員法改正（平成28年4月1日施行）により、営利企業等に再就職した元職員した元職員による現職職員に対する働きかけが規制されることに伴い、規制する元職員の範囲の範囲と再就職情報の収集・公表のルールを定める条例（久米南町職員の退職管理に関する条例）等を制定し、退職管理の適正の確保に取り組んでいる。現職員に関しては、営利企業等に再就職した元職員から働きかけを受けた職員に対する町長への届出義務や、働きかけに応じて不正な行為をした職員に対する罰則等が地方公務員法に定められている。

9 職員の研修の状況（令和4年度）

区 分	内 容	派遣人数
基本研修	対象職員に求められる能力や意識・意欲の向上を図るもの	12人
課題別研修	行政課題のテーマ別に能力や意識・意欲の向上を図るもの	13人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

（1）共済制度

職員の共済制度は、地方公務員等共済組合法に基づき市町村職員共済組合（以下「共済組合」という。）職員とその家族の病気・けが・出産・死亡等に対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員等の退職・障害・年金又は一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康の保持増進事業や住宅資金の貸付などの「福祉事業」の大きく分けて3つの事業を行っています。

共済組合の事業を運営する費用は、組合員である職員からの掛金と使用者である地方公共団体からの負担金により賄われており、掛金・負担金とも給料を標準として法で定められた率により算出します。

(2) 職員健康診断の実施状況 (令和4年度)

定期健康診断 82人

(3) 公務災害補償の状況 (令和4年度)

制度の概要	公務災害・通勤災害の認定件数			
地方公務員災害補償制度は、地方公務員災害補償法に基づき、職員が公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、及び必要な福祉事業を行うことを目的としています。	公務災害	公務上	公務外	合計
		0件	0件	0件
	通勤災害	該当	非該当	合計
		0件	0件	0件
	合計			
	0件	0件	0件	